

船舶事故調査報告書

平成26年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年6月19日 03時30分ごろ
発生場所	宮城県女川町女川港 女川町所在の四子ノ崎灯台から真方位263° 2.2海里付近 （概位 北緯38° 26.1′ 東経141° 28.9′）
事故調査の経過	平成26年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3栄 ^{えいよう} 洋丸、1.1トン MG3-38595（漁船登録番号）、個人所有 6.48m (Lr) × 1.67m × 0.46m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成2年12月12日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月27日 免許証交付日 平成21年4月14日 （平成27年1月19日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、女川港内のほや養殖施設において、機関を停止して漂泊し、船長が右舷中央部に設置されたキャプスタンを操作してほや縄の揚収作業を行い、甲板員が船首部で揚収されたほやを外す作業を行っていた。</p> <p>船長は、2本目のほや縄の揚収中、異物が巻き揚げられたようだったので、暗くてよく見えなかったこともあり、異物を確認しようと回転しているキャプスタンのドラムに左手を近づけたところ、平成26年6月19日03時30分ごろ、左手に着けていたゴム手袋の先端がキャプスタンのドラムと揚収中のほや縄との間に挟まれ、左上腕部まで巻き込まれた。</p> <p>甲板員は、事故が発生したことを知って周囲に助けを求めた。 隣の養殖施設で操業していた僚船の乗組員は、本船に移乗してキャ</p>

	<p>プスタンを停止した上、119番通報を行い、本船を操縦して女川港内の船着場に戻った。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、左手首骨折等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1m/s</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：04時10分</p>
その他の事項	<p>本船は、ふだん、夜明け後に操業を行っていたが、本事故当日は、養殖施設のほやの量が多かったことから、夜明け前から操業を行っていた。</p> <p>本船には、照明用具及び海上衝突予防法で定める灯火設備がなかった。</p> <p>船長は、トレーナー及び胴長を着用し、ゴム手袋を着けていた。</p> <p>船長及び甲板員は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、持病はなく、健康状態は良好であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、女川港内の養殖施設で漂流してほや縄の揚収作業中、船長が、巻き揚げられた異物を確認しようとして回転中のキャプスタンのドラムに左手を近づけたことから、左手がキャプスタンのドラムとほや縄との間に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船には、法定灯火がなく、夜間航行をしてはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が女川港内の養殖施設で漂流してほや縄の揚収作業中、船長が、巻き揚げられた異物を確認しようとして回転中のキャプスタンのドラムに左手を近づけたため、左手がキャプスタンのドラムとほや縄との間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャプスタンに巻き揚げられた異物等を確認する際は、キャプスタンを停止してから行うこと。